

令和3年度 芝山町学童クラブ入所のご案内

I 学童クラブ（通称：芝っ子クラブ）とは

1 学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後又は夏休みなどの学校休業日に児童の健全な育成を図るために、子供たちが一緒に生活する場です。したがって、保護者が在宅の時など家庭で保育にあたる方がいる場合は入所できません。

2 開所時間

(1) 学校開校日 通常利用 授業終了後～18:00

延長利用 授業終了後～19:00

(2) 学校休校日 通常利用 09:00～18:00

延長利用 07:30～19:00

※ 19:00までには必ず迎えに来ていただきます。

3 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）及び町長が必要と認めたとき。

※風水害や地震等の災害の発生、および感染症の発生などの理由により小学校が休校となった場合には、児童の安全を確保するため学童クラブも閉所する場合があります。

4 教室一覧

名 称	所 在 地
芝山小第一学童クラブ	芝山町新井田63番地 (芝山小学校敷地内専用施設) TEL0479-77-3914
芝山小第二学童クラブ（生活室1）	
芝山小第二学童クラブ（生活室2）	

学童クラブの運営は、委託業者である株式会社アンフィニが担っています。

(ただし、入所申請の受け付けや審査、及び使用料の徴収は町が行います。)

運営事業者	所 在 地
株式会社アンフィニ	茨城県つくばみらい市板橋1812-16（本社） 担当:平山 TEL080-9586-9585

II 入所について

1 入所の要件

学童クラブに入所することができるのは、芝山町内に住所を有している児童又は芝山小学校に就学中の児童で、学童クラブの開所時間に保護者が次のいずれかに該当する児童に限られます。

(1) 保護者等が労働等に従事しているため、保護を受けられない児童

- (2) 死亡、行方不明等の理由により保護者等がない児童
 - (3) 保護者等が疾病のため、保護を受けられない児童
 - (4) 保護者等の妊娠、出産により保護を受けられない児童
 - (5) 火災、風水害、震災その他これらに類する災害により、その家族を失い、又は家屋を破損したため、その復旧の間、保護を受けられない児童
 - (6) 保護者等が同居又は長期入院等している親族の介護・看護等のため、保護を受けられない児童
 - (7) 保護者等の求職活動・起業準備のため、保護を受けられない児童
 - (8) 保護者等の就学・職業訓練等のため、保護を受けられない児童
 - (9) その他、上記に類する状態にあると町長が認める児童
- ※1 「保護者等」とは、保護者及び同居の親族その他の者をいいます。
- ※2 保護者が災害復旧にあたっている場合などは、(9) 町長が認める児童に該当します。

2 入所期間について

利用区分	入所期間
通常（通年）利用	令和3年4月1日から令和4年3月31日 (途中入所の場合は、入所決定日から令和4年3月31日)
長期休暇のみ利用	長期休み期間（春休み、夏休み、冬休み）
出産を理由とする利用	出産予定日前2カ月間および出産後2カ月間
求職を理由とする利用	入所決定日から3カ月間 (就労証明書の提出により、入所期間を延長できます。)

※上記期間中でも途中で入所要件を満たさなくなった場合は入所期間も終了します。

3 入所申請について

(1) 申請の時期について

①令和3年4月1日から入所を希望する場合について

申請期間： 令和2年12月7日（月）～令和3年1月15日（金）

（土日、年末年始《12/29～1/3》など役場休庁日を除きます。）

申請書配布・受付場所： 福祉保健課子育て支援係

学童クラブ

※1 上記期間経過後も申請は可能ですが、期間内に申請した方が優先されます。

※2 申請は、全ての書類が揃っていないと受付けできませんので、余裕をもって申請してください。

※3 夏休み等の長期休暇のみ利用を希望する場合も上記期間に申込が必要です。

②令和3年4月2日以降に入所を希望する場合について

利用開始希望日の前月15日（土・日・祝日の場合は前日）が締切となります。

(2) 提出書類について

	書類名	提出が必要な方	備考
①	芝山町学童クラブ 入所申請書	全ての方	
②	芝山町学童クラブ 入所に関する同意書	全ての方	全ての事項を確認のうえ署名・押印してください。
③	就労証明書	常勤、パート、臨時等で 働いている方	勤務先で証明（署名、捺印）されたものを提出してください。
④	自営業従事届	自営業をしている方	事業主が証明（署名、捺印）したものを提出してください。
⑤	農業従事届	農業に従事している方	
⑥	診断書 (介護・看護用)	介護・看護をされている 又はしている方	介護・看護が必要な期間の記載が必要です。 町指定の様式をご使用ください。
⑦	出産（予定）証明書	出産を予定している方	出産予定日が確認できるもの (母子健康手帳の写しでも可)
⑧	家庭状況申立書	その他児童を保育でき ないやむを得ない理由 のある方	保育が必要な理由をご記入のうえ提出してください。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ・提出書類①・②は、児童1人について1部提出して下さい。
- ・提出書類③～⑧については、児童の父母の他、同一敷地内に居住している65歳未満の親族の方すべてについて提出が必要です。
- ・兄弟姉妹で学童クラブを利用する場合、2人目以降の児童の証明書類は提出不要です。
- ・保育所入所手続で、既に就労証明書等を提出している場合は、提出を省略することができます。
- ・申請書類に記入漏れがある場合は再提出をお願いする場合がありますので、記入漏れのないようご注意ください。
- ・入所申請書を提出されても、入所要件を満たさない場合は入所できません。また、申込多数の場合には、入所できない場合もありますので、ご了承ください。
- ・各様式については、福祉保健課・学童クラブに用意してあります。(町ホームページからもダウンロードが可能です。)
- ・家庭の状況により上記に記載のない書類の提出を求めることがあります。

4 入所の決定

《審査》入所申請や証明書類等の内容を基に、入所要件を満たしているか審査します。

《選考》入所要件を満たす申請者の数が、学童クラブの定員を超えた場合、芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年3月30日芝山町規則第11号）の基準表に基づき入所選考を行い、指数の高い児童から入所を決定します。申込の状況により入所できない場合があります。

《決定》入所選考の結果については「入所可否決定通知書」を保護者へ通知します。

5 入所許可の取消し・退所の勧奨

次のいずれかに該当するときは、入所許可の取消や退所の勧奨を行う場合があります。

- (1) 入所の要件に該当しなくなったとき
- (2) 申請書の内容に虚偽の記載があるとき
- (3) 正当な理由がなく使用料を滞納したとき
- (4) 続けて2ヶ月間利用しないとき
- (5) 他の児童に危害を加える等集団生活にそぐわないとき
- (6) 開所時間内に送迎ができないとき
- (7) その他町長が不適當であると認めたとき

6 入所決定後の注意事項

入所決定後、下記の事項など申請内容に変更が生じた場合は、速やかに芝山町福祉保健課までご連絡していただき、必要な書類を提出してください。特に年度途中で仕事を辞められた場合は必ずご連絡ください。

- (1) 家庭で保育できるようになった場合
- (2) 住所や家庭状況が変わった場合
- (3) 勤務先や勤務時間などが変わった場合

III 利用について

1 クラス分けについて

令和2年度は下記のようなクラス分けで運営しました。

クラス	学年
第二学童クラブ（生活室1）	1年生
第一学童クラブ	2～3年生
第二学童クラブ（生活室2）	4～6年生

※ 令和3年度については、申し込みの状況によりクラス分けを変更する場合があります。予めご了承ください。

2 学童クラブでの生活について

- (1) 年間行事計画について（※新型コロナ対策等により変更になる場合があります。）

月	活動
4月	
5月	こどもの日製作
6月	
7月	七夕かざり製作
8月	サッカー教室
9月	
10月	ハロウィン製作
11月	秋飾り製作
12月	お楽しみ会
1月	
2月	節分・バレンタイン製作
3月	ひな祭り製作

(2) 学童クラブでの一日の活動の流れについて

【平日】

時間	活動
15:00～	登所確認 おやつ
15:15～	勉強・読書 外遊び、自由遊び
17:50～	室内活動

【学校休業日】

時間	活動
7:30～	登所確認 自由遊び
9:00～	勉強・読書 外遊び
12:00～	昼食
12:30～	室内活動 DVD鑑賞 外遊び 体育館活動
15:00～	おやつ
15:15～	外遊び 自由遊び
17:50～	室内活動

学童クラブでの生活の内容は、次のとおりです。

- ①おやつの時間を設け、準備・片付け等の生活指導をします。
- ②学校の宿題などをやるように声かけ指導はしますが、特別の学習指導は行いません。
(教室や校庭等での遊びが主となります)

③年間計画に基づき、季節ごとの様々な活動を実施する予定です。

IV 使用料について

1 通常（年間通して）の入所

基本使用料	使用料上限額（月額）
1日 1,000円	6,000円（8月のみ10,000円）

2 長期休み期間のみの入所

基本使用料	使用料上限額
1日 1,000円	春休み（3月） 2,000円
	春休み（4月） 1,000円
	夏休み（7月） 3,000円
	夏休み（8月） 10,000円
	冬休み（12月・1月） 2,000円

3 延長使用料

基本延長使用料	使用料上限額（月額）
1日あたり 30分 50円	08:00～08:30 500円
	07:30～08:30 1,000円
	18:00～18:30 500円
	18:00～19:00 1,000円

※1 通常の時間を1分でも過ぎてしまうと、30分の延長料金がかかります。予めご了承ください。

※2 08:30～09:00については、延長料金は徴収いたしません。

4 使用料金の支払い方法について

①使用料については、利用月の翌月末に口座振替にて納付していただきます。入所決定後に登録方法についてご案内いたします。

②口座を持っていない場合や、金融機関に行く手段がないなど口座振替による納付ができない場合はご相談ください。

③兄弟姉妹で利用している場合、それぞれの児童について口座振替の登録が必要です。

5 減免制度について

使用料の減免制度があります。減免を受けるには申請書の提出が必要です。入所決定後に提出をお願いします。減免額等については下記のとおりです。

減免対象	減免額	申請書添付書類
生活保護世帯	全額免除	保護決定通知書の写し
町民税非課税世帯	半額免除	非課税証明書
同一家庭から児童2人以上使用	2人目以降半額免除	なし

※1 町民税非課税世帯の減免については、入所期間の前年度の課税状況により審査いた

します。

※2 同一家庭から児童2人以上使用の減免については、2人以上が同時に使用した日のみ減免対象となります。1人のみ利用の場合や登録だけでは減免となりません。

※3 減免は、減免申請書を提出した日の翌月の使用料から適用されます。遡って適用されませんので、対象となる方は忘れずに申請をお願いします。

V その他

1 おやつ代、傷害保険料について

おやつ代	月額 1,200円
傷害保険料	年額 2,000円

※1 特別の行事の際の実費負担：その都度徴収

※2 おやつ代及び傷害保険については、運営業者が定めています。

ご不明な点は運営業者に直接お問い合わせください。

2 備品・建物の損傷

備品や建物を損傷した場合、実費弁償をいただきます。

3 延長時間の利用について

延長使用料を正確に判定するため、タイムカードへの打刻をお願いしています。

タイムレコーダー使用時間	
朝（学校休業日）	07:30～08:35
夕方（平日、学校休業日）	17:55～19:00

4 保護者への連絡方法について

学童クラブから保護者の方への連絡は携帯メール連絡網で行います。

登録手順は入所可否決定通知書に同封しますので、お手持ちの携帯電話・スマートフォンから会員登録を行ってください。

不明な点は、下記へお問い合わせください。

芝山町役場 福祉保健課子育て支援係 電話 0479-77-3914